



平成 22 年 4 月 27 日

各 位

株式会社 オーハシ テクニカ
代表取締役社長 前川 富義
(コード番号 7 6 2 8 東証第一部)
問い合わせ先
取締役経営企画部長 柴崎 衛
TEL 03-5404-4414

ストックオプション（新株予約権発行）に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の第 58 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役に付与する新株予約権につきましては、会社法第 361 条の規定に基づき、平成 8 年 6 月 24 日開催の第 44 期定時株主総会において年額 4 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない）とする旨ご承認いただいております報酬額とは別枠で、下記の内容のストックオプションとしての新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。報酬等としての金額は、公正価額で算定いたします。

記

1. 無償払込みにより新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを必要とする理由
業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、長期的かつ安定的な業績向上を図ることを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社及び当社子会社の取締役及び従業員
3. 発行する新株予約権の総数
6,500 個を上限とする。（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし次項に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 650,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$
5. 新株予約権の払込金額
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

- (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額と、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

- (2) 新株予約権の発行後に株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}) \div \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式における「既発行株式数」は、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替える。

さらに割当日後、当社が資本の減少、株式分割または合併等を行う場合等、行使価額の調整を行うことが適切な場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成27年6月30日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員もしくはそれに準じる地位を保有していることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了・定年による退任・退職をした時等、会社が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ②新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めない。
- ③その他細目については、株主総会終了後に開催する取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

9. 新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の取得

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、取締役会が別途定める日において、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権 1 個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

13. その他細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役決議により決定する。

(注) 上記の内容については、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の当社第 58 期定時株主総会において、本件議案が承認可決されることを条件とします。

以上